

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書添付書類等一覧表

※新たに加算を算定する場合や既に届け出ている加算の種類を変更する場合、新たに減算の対象となった場合は、添付書類が必要となります。

サービスの種類	介護給付費算定に係る体制等の種類	添付書類
共通	全ての届出に添付	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2) ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
	加算の取り下げ	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の添付を求める各加算について、算定要件を満たしていた最終月のものを添付。
認知症対応型共同生活介護	夜間勤務条件基準	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの
	職員の欠員による減算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ・介護支援専門員の欠員に伴う場合は、介護支援専門員証の写し ・研修の修了証の写し(計画作成担当者)
	身体拘束廃止取組の有無	・添付書類不要
	高齢者虐待防止措置実施の有無	・添付書類不要
	業務継続計画策定の有無	・添付書類不要
	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・事業所・施設の平面図
	夜間支援体制加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・夜間支援体制加算に係る届出書(別紙46)
	若年性認知症利用者受入加算	・添付資料不要
	利用者の入院期間中の体制	・添付資料不要
	看取り介護加算 ※医療連携体制加算の届出をしていること ※介護予防を除く	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・看取り介護加算に係る届出書(別紙47)
	医療連携体制加算 (加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅰハ、加算Ⅱ) ※介護予防を除く	【加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅰハ】共通 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・医療連携体制加算に係る届出書(別紙48) ・看護師との24時間の連絡体制が確認できる書類 ※当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を一名以上確保していることが確認できる書類(雇用契約書の写しや、連携に係る契約書の写し等) ・重度化した場合の対応に係る指針 加算Ⅰイの場合 ・看護師の資格証等の写し 加算Ⅰロの場合 ・看護師又は准看護師の資格証等の写し 加算Ⅰハの場合 ・訪問看護ステーションとの業務委託契約書等又は看護師の資格証の写し 【加算Ⅱ】 ・医療連携体制加算に係る届出書(別紙48-2) ※加算Ⅰのいずれかを算定していること
	認知症専門ケア加算 (加算Ⅰ、加算Ⅱ)	【加算Ⅰ、加算Ⅱ】共通 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※算定開始月のもの ・認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2) 加算Ⅰの場合 ・認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し 加算Ⅱの場合 ・認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し ・認知症介護指導者養成研修の修了証の写し

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書添付書類等一覧表

※新たに加算を算定する場合や既に届け出ている加算の種類を変更する場合、新たに減算の対象となった場合は、添付書類が必要となります。

サービスの種類	介護給付費算定に係る体制等の種類	添付書類
共通	全ての届出に添付	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2) ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
	加算の取り下げ	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の添付を求める各加算について、算定要件を満たしていた最終月のものを添付。
認知症対応型共同生活介護	認知症チームケア推進加算(加算Ⅰ、加算Ⅱ)	【加算Ⅰ、加算Ⅱ】共通 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※算定開始月のもの ・認知症チームケア推進加算に係る届出書(別紙40) 加算Ⅰの場合 ・認知症介護指導者養成研修の修了証の写し ・認知症チームケア推進研修の修了証の写し 加算Ⅱの場合 ・認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し ・認知症チームケア推進研修の修了証の写し
	科学的介護推進体制加算 ※LIFEへの登録が必要	・添付書類不要
	高齢者施設等感染対策向上加算(加算Ⅰ、加算Ⅱ)	【加算Ⅰ、加算Ⅱ】共通 ・高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35) 加算Ⅰの場合 ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることがわかる書類 ※第二種協定指定医療機関が令和6年4月以降に締結を開始することより、令和6年9月末までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関との連携で差し支えない。 ・協力医療機関との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応の取り決めが分かる書類 ・医療機関における研修又は訓練の参加報告書 ※令和7年3月31日までに、医療機関等に研修又は訓練の実施予定を確認し、当該訓練に参加できる目途があれば算定可。 加算Ⅱの場合 ・医療機関による実地指導の実施報告書
	生産性向上推進体制加算(加算Ⅰ、加算Ⅱ)	・生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ・委員会の議事録 ※加算Ⅰ、加算Ⅱともに、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。
	サービス提供体制強化加算 ※毎年度確認を行い、状態が変更される場合は届出すること	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※届出月の前月末日時点のもの ・サービス提供体制強化加算に係る届出書(別紙14-6) ・サービス提供体制強化加算に係る確認表(別紙14-6付表1・2) ※割合の要件の根拠となる書類を保存しておくこと(提出不要) ・介護福祉士の資格者証の写し

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書添付書類等一覧表

※新たに加算を算定する場合や既に届け出ている加算の種類を変更する場合、新たに減算の対象となった場合は、添付書類が必要となります。

サービスの種類	介護給付費算定に係る体制等の種類	添付書類
共通	全ての届出に添付	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2) ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
	加算の取り下げ	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の添付を求める各加算について、算定要件を満たしていた最終月のものを添付。
認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	適用開始	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※算定開始月のもの ・運営規程(短期利用規定を明記) ・重要事項証明書(短期利用に関する事項を明記) ・介護従業者の研修修了証の写し
	職員の欠員による減算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ・介護支援専門員の欠員に伴う場合は、介護支援専門員証の写し ・研修の修了証の写し(計画作成担当者)
	身体拘束廃止取組の有無	・添付書類不要
	高齢者虐待防止措置実施の有無	・添付書類不要
	業務継続計画策定の有無	・添付書類不要
	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・事業所・施設の平面図
	夜間支援体制加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・夜間支援体制加算に係る届出書(別紙46)
	若年性認知症利用者受入加算	・添付資料不要
	医療連携体制加算(加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅰハ、加算Ⅱ) ※介護予防を除く	【加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅰハ】共通 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・医療連携体制加算に係る届出書(別紙48) ・看護師との24時間の連絡体制が確認できる書類 ※当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を一名以上確保していることが確認できる書類(雇用契約書の写しや、連携に係る契約書の写し等) ・重度化した場合の対応に係る指針 加算Ⅰイの場合 ・看護師の資格証等の写し 加算Ⅰロの場合 ・看護師又は准看護師の資格証等の写し 加算Ⅰハの場合 ・訪問看護ステーションとの業務委託契約書等又は看護師の資格証の写し 【加算Ⅱ】 ・医療連携体制加算に係る届出書(別紙48-2) ※加算Ⅰのいずれかを算定していること
	高齢者施設等感染対策向上加算(加算Ⅰ、加算Ⅱ)	【加算Ⅰ、加算Ⅱ】共通 ・高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35) 加算Ⅰの場合 ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることがわかる書類 ※第二種協定指定医療機関が令和6年4月以降に締結を開始することより、令和6年9月末までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関との連携で差し支えない。 ・協力医療機関との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応の取り決めが分かる書類 ・医療機関における研修又は訓練の参加報告書 ※令和7年3月31日までに、医療機関等に研修又は訓練の実施予定を確認し、当該訓練に参加できる目途があれば算定可。 加算Ⅱの場合 ・医療機関による実地指導の実施報告書
生産性向上推進体制加算(加算Ⅰ、加算Ⅱ)	・生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ・委員会の議事録 ※加算Ⅰ、加算Ⅱともに、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。	
サービス提供体制強化加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※届出月の前月末日時点のもの ・サービス提供体制強化加算に係る届出書(別紙14-6) ・サービス提供体制強化加算に係る確認表(別紙14-6付表1・2) ※割合の要件の根拠となる書類を保存しておくこと(提出不要) ・介護福祉士の資格者証の写し	